

令和5年9月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和5年9月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和5年9月29日（金）午後1時30分から午後4時30分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 22人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

4 欠席農業委員 4人

19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎

5 出席推進委員 6人

推2番	中野 千尋	推3番	大澤 好市
推5番	松田 和久	推10番	中平 茂
推11番	田中 孝人	推15番	長崎 作夫

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第119号～第121号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第122号～第127号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第128号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第129号～第132号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第133号～第135号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

- 令和5年度松本市農業施策に関する意見書の決定について……………（議案第136号）

(2) 協議事項

- ア (仮称)松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の骨子(案)について
- イ 令和5年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- ウ 10月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動について

(3) 報告事項

- ア 令和5年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 令和5年度第2回青年等就農計画の審査結果について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

- (1) 地域計画と全国農業新聞の購読について
- (2) 活動記録簿のタブレット入力について

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	村山 育朗
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	局長補佐	中野 由佳
		//	係長	草田 崇博
		//	主任	麻生 沙絵
		//	主事	増澤 千尋
		//	主事	加藤 悠希
		環境・地域エネルギー課	課長	鈴木 博史
		農政課	主任	小原 悟
		//	主事	田村 孝平
		//	主事	城生 涼風
		長野県農業会議	農政・農地部	
			部長	小林 佳昭
		//	総務・情報部	
			部長代理	山際 義人

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 3番 柳澤 一向 委員
- 4番 武井 茂善 委員
- 〔書記〕 川村局長補佐、草田係長

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、議案第119号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたします。
別冊の総会資料をお手元にご用意ください。
農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いいたします。
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。
着座にて失礼いたします。
別冊資料1ページ目をご覧ください。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第119号です。
合計のみ申し上げますので、6ページ目をご覧ください。
合計、一般、筆数33筆、貸付け14人、借入れ8人、面積2万6,535平米。
所有権の移転、筆数6筆、貸付け2人、借入れ4人、面積9,815平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数53筆、貸付け33人、借入れ1人、面積9万3,353平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数50筆、貸付け1人、借入れ15人、面積8万9,844平米。
合計、筆数142筆、貸付け50人、借入れ28人、面積21万9,547平米。
当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数39筆、面積6万8,949平米、集積率は59.25%。
議案第119号は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員を対象に伺います。
議案第119号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

草田係長 議長、いいでしょうか。

議長 はい。じゃ、草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。

先月、8月の総会において、〇〇〇〇についての安曇野市の状況についての意見がありましたので、私の方で確認した内容について、皆さんにお伝えしたいと思います。

安曇野市の経営地ですけれども、筆数が702筆、経営面積は78万384平米で、それに対して松本市は956筆で、108万7,011平米という状況です。

安曇野市農業委員会事務局の方に確認したんですが、これまでに山際の遊休農地を耕作してもらっているけれども、借りっ放しで、耕作をしていないという話は今のところ聞いてはいないということだそうです。

先月の総会では、障害者の方も雇用してというお話ありましたが、〇〇〇〇の関連施設で〇〇〇〇がありまして、それは就労継続支援A型事業所という区分で、障害者と雇用契約を結んで、就労をしてもらっているという状況だそうです。その〇〇〇〇には、松本市の障害者の方も通って、契約をしているということだそうです。

以前、松本市だとか安曇野市ですが、遊休荒廃農地を再生するために補助金を利用していた経過があります。松本市のものでは、平成27年度以降は申請がありません。安曇野市については、令和2年度以降の解消については申請がないという状況だそうです。

安曇野市の農政課の方に確認したんですが、安曇野市の遊休農地の耕作状況ですが、田沢駅の裏側の中山間地域の地区から依頼があって、耕作を始めていると。高齢化が進んでいて、農機具を運び込むことが難しく、鹿の害で耕作できていなかった農地の7割ぐらいを〇〇〇〇が耕作してくれていて、撤退されると困る状況になっているという状況だそうです。

〇〇〇〇の〇〇社長に今後の方向性について確認しましたところ、現在、四賀の中山間地域耕作しているが、引き続き機械が入れば継続して耕作していくつもりだということです。

遊休荒廃農地再生の取組については、農業用機械が入れるのか、その農地までの移動距離、あと地域の方の理解などを総合的に考えて、引き受けていくのかどうかを検討していきたいということです。

遊休荒廃農地では、鹿などの鳥獣害やあぜ草の管理などがあり、手が回らない現状があるということです。農地を引き受けるからには、経営的なことも考え、継続して経営できるのか、地域の方々の理解などを総合的に考えて、引き受けていくのかを検討していきたいということでした。

現在の経営地は、松本市と安曇野市のみで、作物はソバが主で、ほかには米、麦、大豆、野菜ではジュース用のトマト、タマネギ、野沢菜を栽培しているそうです。

これからも必要があれば、安曇野市等と情報を共有して、情報提供していきたいと思います。

以上です。

議長 ご苦労さまです。
 三村委員、いいですか。

三村農業委員 はい。

議長 引き続き。
 ここにも、そういう、別に〇〇〇〇、頑張ってるという理解でよろしいんですか。

久保農業委員 〇〇さんに社長代わってから、2度ほどお会いして、四賀の場合の話を聞いていますけれども、大変ご苦労なさっているということを実感しております。
 今の話プラス牧草を作っています。それで採算合うかどうかちょっと分かりませんが、いろいろこれからもお願いしたいということで話をしていました。
 以上です。

議長 ありがとうございます。
 そういう現状ですので、よろしくご理解をお願いします。
 続きまして、議案第120号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
 城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第120号です。
 合計のみ申し上げます。
 合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,706平米。
 上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
 議案第120号は以上です。

議長 ありがとうございます。
 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第120号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第121号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件でありますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第121号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,803平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第121号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第121号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きますして、議案第122号から127号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、6件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
麻生主任。

麻生主任 それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第122号は、農業保全のため、所有権を移転するものです。
議案第123号は、隣接農地と一体利用するため、所有権を移転するものです。
議案第124号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。参考資料として、新規就農者、〇〇〇さんの資料を2ページに掲載しております。
議案第125号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。こちら参考資料として、新規就農者、〇〇〇〇〇さんの資料を2ページに掲載しております。
議案第126号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第127号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
以上6件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
ご審議をお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。
それでは、地元の委員のご意見を伺うわけですが、122号、河野さん、ちょっと体調が優れないということで伺っておりますので、123号、笹賀、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 笹賀の関係につきましては、場所は下二子の二子神社のちょうど道向かいの東側になりますけれども、今回、〇〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇さんが購入するということですが、この農地につきましては、3人の共有名義になっておまして、〇〇〇〇〇さんの部分、もう既に〇〇〇〇〇さんが耕作をしていたということで、現状を見てまいりましたけれども、きれいに耕作されております。〇〇〇〇〇さんは高齢ということで、この農地は使わないということですので、〇〇〇〇〇さんが持分3分の2ということで、特に問題はないと考えますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、124号、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 124号ですが、譲渡人の〇〇さんなのですが、こちらの農地を相続しましたけれども、現在、安曇野市の豊科のほうに住まわれていて、もう74歳ということで、高齢のために通って耕作ができないということで、今現在も譲受人の〇〇さんのほうに耕作を5年ほど頼んでいたそうです。ということで、〇〇さんは家庭菜園を中心として耕作をしてました。今後は、〇〇さん自体が造園業をやっているもんですから、家庭菜園と苗木の育苗をしていきたいということで話を聞きました。農地の関係も確認しましたが、長ネギが10メートルぐらい植えてあって、あと周りはきれいになっていました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、125号、太田委員、お願いします。

太田農業委員 〇〇さんは、この農地を2年ほど前まで借りて、自分で作っていたようですけれども、〇〇さんが返してくれということで返したら、もう耕作できないということで、今回改めてその土地を購入して農業をやりたいということです。ほかにもちよっと家の縁側先にいろいろ作っているようすけれども、きれいにつくっていて、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
126号、武井委員、お願いします。

武井農業委員 譲渡人の〇〇さんですが、この農地を相続しました。しかし、遠隔地に住んでいるため、維持管理が困難な状況でした。あとは隣接で耕作している〇〇〇さんに贈与で所有権を移転するものです。譲受人の〇〇〇さんは、両親と共にブドウ栽培に従事しておりまして、入山辺でも主要農家の1つでございます。さらに規模拡大をするということでございますので、農地保全の観点からも、何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
127号、久保委員、お願いします。

久保農業委員 該当農地は、〇〇〇〇さんの実家の家のすぐ隣で、かつ〇〇さんが持っています土地の南側に当たります。〇〇〇〇さん、旧姓〇〇〇さんですが、〇〇さんの実家が〇〇さんの家の2つ隣ということで、私の記憶では、もう10何年来ずっと〇〇さんが野菜を作っております。〇〇さんの実家は何年も空き家です。ですので、これは農地保全のためにベストチョイスだと思いますので、よろしく申し上げます。

の中では、それでは人が集まる場合足りないということで、その東側の農地を駐車場に変え、大体30台くらいを止められるということで、23台ですか。そうすると、53台くらいということで、ほぼ希望に沿うような駐車場ができるということで、今回の申請に至ったようであります。周りの農地に与える影響は、駐車場ですので、全く問題ないというふうに考えておりますので、協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 ただいまの説明のとおりなんですけれども、この〇〇〇というのは大変立派な建物で、ふだんはここには住んでおられないようなんですけれども、いろいろなイベントが催されて、そのときに車がたくさん集まると。この現状の駐車場だけだと、やっぱり手前の農道辺りがみんな駐車場になってしまって、大変狭苦しいところになるんですけれども、ここに駐車場を設けると、もう少したくさんの方が集まりやすい場所だと思います。それから、この〇〇〇そのものを私、初めて見たんですけれども、大変立派な建物で、こういったものはいろいろこれから保存していく必要あるんじゃないかというふうに思いまして、特に駐車場にするということでの問題点はないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、全ての委員の皆様で何か質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、1件について集約いたします。
農業委員会の方にお伺いしますが、議案第128号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第129号から132号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 議案書4ページをお願いいたします。

議案第129号、転用目的、特定建築条件付土地です。

なお、特定建築条件付土地についてご説明させていただきます。

イメージとしては、建て売り住宅のようなものなのですが、条件を付して土地造成として扱わないものとして条件付きの許可になります。条件についてですが、主なものを申し上げます。転用事業者と購入者が土地の売買契約を締結。その契約期間については、おおむね3か月以内に転用事業者が指定する建築請負業者と建築請負契約を結ぶことが条件になっております。また、3か月以内に建築請負契約を結ばないときには、土地の売買契約が解除されることが契約書に明記されていること。最後に、完売できないときには、転用事業者が建て売り住宅として販売することが条件としてついている転用目的になっております。

続いて、議案第130号、転用目的、資材置場です。

議案第131号、転用目的、農家分家住宅です。なお、令和5年8月22日付で農振除外済みです。

続きまして、5ページです。

議案第132号、転用目的、駐車場です。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、地元の委員の方からご意見をお伺いします。

129号、河野委員はそういうことでありますので、事務局から。

加藤主事

説明させていただきます。

河野委員からは問題ない旨伺っています。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

では、130号、新村ですので、細江委員、お願いします。

細江農業委員

130号ですけれども、〇〇さんは、高校を卒業してからずっと県外のほうにいらして、NHKに勤めたりして、今はもう定年になっておりますけれども、埼玉にいらっしゃいます。それで、場所は私の住宅のすぐ近くなんですけれども、資材置場にしたい。〇〇〇〇で資材置場ということでした。この場所は、地図見てもらえば分かるように、東も西も南も住宅に囲まれているところなんですけれども、道路も昔の旧道で、ここは野麦街道になるんですけれども、旧道で狭くて、4トン車はちょっと入れない。こんな場所に資材置場は適当なのかというあれはありますけれども、法律上問題ないということなんで、致し方ないんじゃないかということと思います。

議 長

ありがとうございました。

131号、河西委員、お願いします。

河西農業委員 農家分家住宅ですね。赤羽委員と私と現地確認しました。周辺は住宅地ですの、特段問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、132号、久保委員、お願いします。

久保農業委員 これは親子関係で、今、県外、千葉にいますけれども、〇〇さん、そのうちに帰ってくるということに当たって、駐車場が狭いということで、やむを得ないかなと思います。

議長 それでは、現地を見ていただいた柳澤委員、順次お願いします。

柳澤農業委員 129号からですけれども、当日見に行ったときには、この幾つかある筆の中で、〇〇〇〇-〇という比較的小さなところが、その隣に、多分〇〇〇〇-〇という地番になると思うんですけれども、そこを建築するために、ショベルカーが掘り起こしているその土を運ぶためのダンプがその〇〇〇〇-〇のところに止まっているというふうな、本来だと畑なんですけれども、そんな状況にありましたけれども、農業委員会のほうからそれについては一言注意をして、現在は一応その工事も終わって、きれいになっているというお話です。

これ、見ていただくと分かりますけれども、この写真でですね、非常に入り組んだ土地なんですけれども、周囲は住宅ですので、特に大きな影響はないだろうというふうに思っています。

それから、順次いいですか。

議長 はい。

柳澤農業委員 130ですけれども、ここは、先ほどお話がありましたように、このところは〇〇さんは住んでおられないですね。この写真の右のほうの住宅なんですけれども。このところも、こういう道路のちょうど角地になって、特に周囲の農地に与える影響はないというふうに思っていますので、問題ないと思います。

それから、131ですけれども、ここも行ったときには、そんなに広い場所ではないんですが、このところは、特に問題はないというふうに思っています。ちょうど、ちょっとこの写真の位置関係からは分からないんですけれども、このところにお孫さんと言いましたかね。お孫さんが越して来て、農業をやるというお話だと思うんですけれども、そのための宅地ということになると思います。

それから、最後の132ですけれども、ここはそんなに広い土地ではなかったです。駐車場にすると、多分車3台か4台くらいだと思いますけれど

も、ちょうど今、車が写っている向こうが越して来られる息子さん家族の住宅になるんでしょうかね。引っ越しの最中でした。このところも駐車場にして、特に周囲に対する影響はないというふうに判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

事務局、あれですかね。129の事前に重機が入ったというのは、お願いします。

加藤主事

柳澤委員にご発言いただいた重機が入っていたという件ですが、まず皆さんのお手元にちょっと図面等ないので、少し伝わりづらいところもあると思うんですが、今回の申請地で農地として申請を受けているのは計7筆なんですけど、この一帯で、もともと地目がもう宅地だったものとか、雑種地だったものも含まれております。重機については、基本的にその宅地部分に止めておられたんですが、少しはみ出ている、農地部分に少しはみ出ていたということと、多分、便利ないようにじゃないですけども、資材を置いていたような状況が見られました。ですので、その現地確認の当日中に私のほうから申請の代理人に連絡しまして、農地は許可が出るまでは農地として利用していただくということが大前提である旨伝えたと、その代理人から業者に指導をいただいて、そのような状況は解消されています。それも写真で確認したので、問題ないと考えています。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の方でこのそれぞれの案件について質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、4件について、一括して集約いたします。

農業委員の方に伺いますが、議案第129号から132号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第133号から135号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

では、次に総会資料6ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第133番、並柳3丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第134号、平田東1丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第135号、惣社にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、地元の委員からご意見を伺うわけですけれども、133と135、小林委員、一緒をお願いします。

小林農業委員

133号の並柳、〇〇〇〇さんですが、つい最近、確認をしてみました。自宅前の畑ということで、4筆でしたけれども、740平米でございました。先ほど言ったように、自宅前ということで、畑ということもありまして、ハウスやら畑がきちっと整備されておりまして、サツマイモ等、あるいは冬の野菜を、白菜等がきれいに作業されて、育てていたということで、手が届いているという解釈をしてみました、問題ないと思っております。

次に、135号の惣社の〇〇さんですが、これまた自宅前の田んぼと畑ということでありまして、ちょうど水田の脱穀作業が行われている最中でございました。これまた自宅前ということで、整備がされており、畑については、夏野菜をきれいに栽培されていたということで、これまた問題ないという解釈をしてみました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、134、河西委員、お願いします。

河西農業委員

田んぼと、あと育苗用のハウスでした。営農が行われていることを確認してきました。

議長

それでは、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第133号から135号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからエついて一括説明をお願いいたします。
麻生主任。

麻生主任 それでは、報告事項のアからエについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料 8 ページからご覧ください。
8 ページから 9 ページ、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、15 件、110 ページから 11 ページ、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、17 件、12 ページ、農地法第 4 条の規定による届出の件、5 件、13 ページから 14 ページ、農地法第 5 条の規定による届出の件、10 件。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。
農地に関する議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。
25 分、あと 10 分休憩といたしますので、お願いいたします。

(休憩)

議長 総会を再開いたします。
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。
議案第 136 号 令和 5 年度松本市農業施策に関する意見書の決定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 お願いします。
15 ページになります。

要旨ですが、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づく本年度松本市農業施策に関する意見書を決定するものです。

経過につきましては、先月の総会でご説明したとおりです。

意見書の案については、先月の総会でいただいた意見を基に修正し、9月14日に全委員に修正案を送付しました。そこでいただいた意見を基に、さらに修正したものを次のページから掲載させていただいております。

今後の予定ですが、10月4日の16時、午後4時半から午後5時に市長に意見書を提出する予定です。役員対応ということで、会長、代理、河野農業振興委員長と中川情報・研修委員長に対応していただきます。

10月31日、来月の定例総会で、懇談会の進行方法について協議していただく予定です。市の考え方、取組等の事前提供につきましては、今年度も提供はない予定ですので、懇談会の当日に回答が示されますので、お願いいたします。

11月10日、市長懇談会が午後3時から5時に予定しています。活発な意見交換ができるように、皆様もご準備をお願いします。また、懇談会終了後に懇親会も予定していますので、皆様には出席していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、8月総会時からの主な変更点について説明させていただきます。

項目1、現状・課題についてですが、熱波による農作物被害について、農政課に確認しましたが、現時点で具体的な被害等の報告はないと回答ありましたので、「記録的な連日の猛暑や」を追加しました。

意見1の内容ですが、「温暖化の現状や課題を市と共有し、施策の検討、提案するため、科学的な事実に基づく講演会の開催を要望します」としましたが、「科学的な観点から学べるように機会を設け、農家が抱える課題等を共有した上で、温暖化に対応する取組について検討することが必要だと考えます」と変更しました。

これに伴い、意見1のタイトルを「専門的で科学的な事実に基づく講演会の開催」から「温暖化による気候変動と農作物に与える影響への対応について」と変更しました。

意見2についてですけれども、次世代の農業経営の研究についてですが、1行目ですが、「リンゴ・ブドウに続く第三の作物」についてですが、そちらを「新たな特産となる作物」と変更しました。

また、ヘーゼルナッツに特定した研究の提言ではなく、温暖化によって栽培できるようになる農作物も視野に入れ、松本の特産品となる作物の調査・研究を検討すること。ヘーゼルナッツはその一例となるような内容に修正をしました。

また、ヘーゼルナッツの優位性、適地性により、遊休農地解消につながる可能性があることから、「土壌を選ばないことや特別な手間もかけずに栽培できるとも言われていることから耕作放棄地を活用した栽培も検討されている」と追記しました。

項目2についてですけれども、みどりの食料システム戦略の箇所についてですが、6行目、第2段落の部分なんですけれども、下水汚泥の資源化の

ための提案となるように文章の順番を一部変更した点と、健康被害の懸念について、汚泥肥料の健康被害について、肥料としての有効性と安全性の評価を十分に行っていただくように追記しました。

懇談会当日は、意見交換の中で、さらに踏み込んだお考えや内容について発言していただき、議論を深めていただきたいと思います。

説明については以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ご苦労さまです。

続きまして、農業振興委員会のほうから一言申し上げます。

じゃ、中條委員。

中條農業振興副委員長 河野委員不在ということで、副委員長の中條が一言御礼申し上げます。

4月から、意見書何にするかということで、皆さんにいろいろな提案してもらいました。何回も議論を重ねまして、今、草田係長がまとめていただいた意見書（案）にまとめることができました。何回もいろいろな提案していただいて、大変ありがとうございました。

至らぬ点がたくさんあったかと思いますが、これで案として決定していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、前回の定例総会でも皆さんに検討していただいたその後、意見もそれぞれいただいた中でのその内容をここに含み込んで文言化したのがこの意見書になると思います。

また、基本的には、これをたたき台として、当日それぞれ、係長も申し上げたとおり、腹蔵のない意見を申し上げ、また、これ、周りにあるそれぞれの松本市農業の課題、問題等もそこで出していただいて、我々の思うところを市の内容についても分かっていたいただいて、前へ進めてもらうのがこの意見書の趣旨でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、皆さんのほうから意見、ご質問等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

それでは、全ての委員の皆さんにお伺いします。この内容でよろしいという方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、こういった形の中で進んでいきたいと思っておりますので、

何とぞよろしくご理解とご協力をお願いします。

次に、協議事項に移ります。

アの（仮称）松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例の骨子（案）についてを議題といたします。

環境・地域エネルギー課の説明をお願いします。

鈴木課長。

鈴木（環境・地域エネルギー課）課長 環境エネルギー部の環境・地域エネルギー課の課長をしております鈴木博史と申します。よろしくお願いいいたします。

本日、このタイトルにありますように、（仮称）松本市豊かな環境を守り適正な太陽光発電を推進する条例骨子（案）について、これについて協議をさせていただきたいと思っております。

この内容につきましては、新聞等でも一部報道あったとおりとなっておりますが、長野県でも同じような形で、今、9月定例会のほうに、議会のほうに上程されている条例がございます。それに沿った形、それと並行して、松本市は松本市で条例をつくるという内容のものでございます。

1の趣旨でございます。

まず、昨年度、私どものほうで松本市ゼロカーボン実現条例というものをつくりました。これは2050年に向けて、ゼロカーボンを達成していきましょうという推進のほうなんですけれども、その11条に、そうはいつでも適正に導入しなければいけませんねと。それには必要な措置を講じますということが11条で書かれています。それに基づく条例というものになります。

こうした条例案、骨子案についてまとめたものですから、協議させていただくものでございます。

2番の経過ですが、ずっと書いてありますけれども、一番下、9月15日でございます。市議会の建設環境委員協議会において、この骨子案について協議をさせていただきました。それを受けて、9月19日、週明けですけれども、これよりパブリックコメントを実施している状況でございます。

3番の骨子案の概要でございますが、別紙1、横長の資料をご覧くださいませでしょうか。一番上に、（仮称）、タイトル、ざっと条例の長いタイトルを書いてあるものでございます。これに沿って説明をさせていただきます。

1番の目的でございますが、一番最後のところ、自然環境及び生活環境の保全を図りながら、適正導入を促す、これが一番でございます。そのために、太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関することを定めるというものでございます。

2の対象施設でございますが、発電出力10キロワット以上の太陽光、地上設置型、いわゆる野立ての太陽光になります。米印でその下に書いてありますが、建物の屋根の上、壁面、あと標識の上、そういったところにつけるものに関しては除くとしておりまして、自家消費を目的としたような太陽光については、逆に推進をする立場から、対象外としているものでござ

ざいます。

③の禁止区域です。

ずらざらっといっぱい書いてあります。新聞報道等でもいろいろ書かれておるとおりでございしますが、農業委員会のほうで関連するところが、一番下の行の真ん中、「農用区域（営農型太陽光は除く。）」、この部分にあらうかというふうに思っております。

④手続になります。

これにつきましては、2度申請をしていただくという制度になってございます。事前申請、まず最初に事前申請をしていただきまして、ここで地域の皆様に周知を図ったり、県のほうとも情報共有いたします。その後、住民説明をしていただきまして、その内容を踏まえて設置申請を再度していただき、そこで市が許可をすると。許可の基準は、そこに書いてある1から5のとおりのところを勘案しながら、許可を出すということでございます。通常ですと、ここで許可を出すというので終わるんですけども、その後、当然着手・完了まで面倒を見るほか、その後、設置後、定期報告を毎年していただくということ、また廃止届についても、きちんと出していただく。最後まで面倒を見るという条例になってございます。

⑤です。一番下になりますが、実効性の確保としては、1から5までを条例の中に盛り込むことを想定しております。1は許可の取消し、2は報告徴収及び立入検査、3から5ですね、勧告、命令、公表、ここまでやりたいというふうに考えております。

県の条例ですと、この後、罰則が来るんですが、松本市の場合、罰則は設けないということを想定しております。

裏面へ行っていただきまして、県条例との比較といいますか、県条例を見ながら市の条例を説明していきたいと思えます。

左側が県条例です。県条例は、基本届出制になっております。届出制の中で、どうしても抑制をしていきたい区域を定めておりまして、できれば、原則設置できない区域というのをEと書いてありますけれども、許可の中で、厳しく見ながら、できるだけ設置させないようにするというのが県の許可制のところになります。

それよりちょっと緩い環境保全策を検討してほしいというところについて、届出のCの欄、この2段階で抑制を図っていこうというのが県の条例になります。

それとは別に、Cが右側になるんですけども、見て分かるとおり、かなりきつくなっておりまして、基本、全件許可制になります。全ての案件については、市が許可をすると。許可しなければ設置できないということになります。

さらに、Fのところ設置できない区域というものを設けて、この区域は設置できませんというような形で進めていきたいというふうに考えております。

これをちょっと整理しますと、ポイント1、ポイント2、ポイント3というふうに下に書いてありますけれども、こういうような形で整理できるの

かなというふうに思っております。

ポイント1としましては、県の条例よりも規制の度合いが強くなっています。同等もしくは強くするようにしてあります。そうすることによりまして、事業者さんが市にも手続をして、県にも手続をするという二重の手続をしなくて済むような、全て市の手続をすれば、全て県の手続もしたことになりますので、そういう形で、事業者さんから見ると、何か所も申請しなくても済むようにしたい。するということになっております。

ポイント2のところですが、促進の部分をうたう形で、促進を図っていきたいなというふうに思っております。特に、やはり上位の条例でありますゼロカーボンの実現条例、これに基づく条例であるということなんで、許可といいましても、やめさせるための許可ではなくて、きちっと面倒を見て、その後もちゃんと定期報告を受けながら、一緒になってトラブルを防いでいく、そういうタイプの条例にしていきたいということでございます。

ポイント3の規制の部分ですけれども、ここに書いてある2点のとおり、禁止区域を設けること、全件許可制をすることによって、ある程度の効果はあるだろうというふうに思っております。

最初の資料にお戻りいただきまして、4番の骨子案につきましては、このまま条例になるだろうなというものを大体整理しているものでございます。骨子案ですので、かなり変わってくることになるかなと思っておりますが、こういうことを考えておるといことで、見ておいていただければと思います。

最後に5番ですが、今後の進め方でございます。

今日のこの会議の中で出ていた点も含めまして、パブリックコメント等、その他もろもろの会議でこういうことをさせていただいております。こういった意見を踏まえまして、今年12月の定例会、市議会の定例会に条例案を提出していければいいかなというふうに考えております。

説明は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま環境・地域エネルギー課から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

大澤委員。

大澤推進委員

四賀地区の大澤と申しますが、太陽光発電設置の手続のときに住民説明というのがありますが、これの説明会のときに、大多数の者が反対した場合、市はそれをどういうふうに取り上げていただくわけですか。大多数の住民が反対した場合は、市は、業者に対して設置できませんということと言えるんですか。

議 長

じゃ、鈴木課長、お願いします。

鈴木（環境・地域エネルギー課）課長 まさにそこが肝になるところだと思っています。

今回、ちょっと説明省いてしまいましたが、今回、住民説明に関しては義務というふうにさせていただいておりますが、地元合意であるとか、あとは同意、こういったものは求めないというふうにしています。しかしながら、最後、2回目の許可申請のところ、当然この地元説明で反対が起きている場合、そういった場合は、基本的には許可をしない方向で進めたいというふうに考えております。

ただ、やみくもに住民説明の中で反対運動が起きているというのも、やっぱりよくない話で、やはりゼロカーボンというのは皆さんで進めていかなきゃいけないということもありますので、できるだけ地元といろいろ入りながら、本当に駄目なのかどうか、そういったところも踏まえて見ながら、許可を出していきたいというふうに考えているところです。

大澤推進委員

お分かりと思うんですが、富士見町でもって大型の太陽光発電所、住民との間で、業者、それから行政も入ってすったもんだして、結局業者が撤退したんですが、住民にもいろいろな負担がかかるんですよ、いわゆる市のほうの腰がしっかりしないとですね。

ですから、住民の方、もう大多数が反対と言った場合は、市はもうその意向を確実に酌み上げて、住民側に立って、業者のほうを説得するなり、不許可にさせていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

鈴木課長、いいですか。

鈴木（環境・地域エネルギー課）課長 ありがとうございます。

今回、四賀のほうでとある業者さんがいろいろやっちゃって、それが新聞記事にも出ていましたけれども、私どもも、それも並行しながら作業を進めてまいりました。都市計画課と一緒にやってきたつもりでございます。

そういう意味で、できるだけああいのような事件が連鎖しないような形、多くならないような形で進めていきたい。この条例の目的は、やはり太陽光発電が地元にもちゃんと許容されながら、ずっと使われていくことのほうが大事であって、やみくもに業者がぼんと造ってしまうということを防ぐためのものですので、できるだけ地元の方々と一緒になってやっていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議 長

よろしいですかね。

許可は要件ではないが、反対が多い地区には、市の条例として許可しないということですね。

では、ほかに。

じゃ、柳澤委員。

柳澤農業委員

柳澤ですが、今回の太陽光発電事業ということでの説明は、ゼロカーボン

を進めていく上で、ある意味では必要な施策だろうとは思いますが。

ただ、ここに松本市の豊かな環境を守り、これ、全然今回の提案と関係ないんですけども、松本市の豊かな環境を守りという意味では、松本市、三ガク都と言っているでしょう。山がありますよね。ですから、そういう意味で、エネルギーを地産地消というか、地元でつくり出すという意味では、小型の水力発電とか、そういう山岳地帯を利用した。そういう検討と言うのは、何か実際にはなされているんですか。あるいは、全く検討されていないのでしょうか。

議長 じゃ、課長。

鈴木（環境・地域エネルギー課）課長 小水力発電につきましては、今、乗鞍地域のほうで脱炭素先行地域というものの国の指定を受けまして、600キロワット程度の規模、事業費ベースでいきますと、11億円から12億円ぐらいの事業になりますけれども、それを今、進めているところです。

なかなか小水力発電であるとか、そういった太陽光以外の発電事業というのは、事業性のある場所というのがそれほど多くあるわけではありませんし、その地域の方々の理解がなければ絶対できないものですので、今回たまたま乗鞍のほうで、そういう地元の理解も得ながら、地元の方々と一緒に進める事業ということでやることができるということでございます。こういった事例、ほかにももし案件がございましたら、やればいいのか。

特に、農業委員会、農業関係でいきますと、農業施設の中でも、水利のあるような、農業用水のあるようなもの、そういったもの、梓川の右岸ですかね。あの河川のところでもやられているかと思いますが、そういったもの、まだまだ可能性はあるところはあるかと思いますが。そういったものについて、もしご関心がある、こういうことをやってみたいということがあれば、ぜひ私どものほうで支援をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 そういことですので、我々農業者の立場でも、これに類することが何かあったら、またそれぞれ提案していただいて、検討していただくということだと思います。

ほかに。

久保委員。

久保農業委員 一般論でいいですけども、太陽光のあれが始まってから、大体もう10年以上過ぎていますかね、最初の話から。概算でいいです。というのは、昨今、先走って言いますけれども、20年とか何かで、いわゆる終わったときの処理の問題というのがよく新聞に出ていますよね。そういう20年後の何かということも踏まえて、非公式でいいですから、国とか県とかもみんな、法律的な問題出てくると思うんですけども、それなりに検討していますか。非公式でいいです。

議長 難しいね、これ。
じゃ、課長、お願いします。

鈴木（環境・地域エネルギー課）課長 処分の問題というのは、非常に皆さん、ナーバスになっていらっしゃるかと思います。これにつきましては、今、技術的には大体カバーができていて、これからリサイクルというものが県内でもできるようになるように動きを進めているというふうに話は聞いてございます。

まだ具体的にこうということにはなっておりませんが、そろそろいわゆる卒FITと言って、固定価格買取制度が終わる時限になってくるかと思えます。ただ、通常、パネルはですね、15年とか20年よりももつんですね。やっぱり20年以上もつものもあります。どっちかというところ、パワーコンディショナーというか、そちらの機器のほうが早く壊れてしまうんですけども、そういったものが、パネルのほうが壊れ始めるのがもうそろそろ出始める頃にはなるかと思えますので、これまでは県内でもちゃんと処理ができるような体制を取るような形で、内々には進めていくということではございます。

もう技術的にはある程度確立がされております。

久保農業委員 ありがとうございます。
それから、もう一つ追加で。

議長 お願いいたします。

久保農業委員 四賀地区の場合、いわゆる耕作放棄地が多いもんですから、メールで、いわゆる郵便物メールで各戸に直接来るわけですね、売ってくれという話が。現物も見ましたけれども。業者は許可制とは関係ないかどうか、ちょっと私、分かりませんが、そういうのがいっぱい来ておるといのは何十人から聞いております。特に、四賀の場合は、皆さんこの間来て分かるように、ほとんど山ですので、多いんです。しかも、耕作放棄地を、農地を持っている方のところにもどんどん来ています。農業委員の立場として、先ほど大澤さんがおっしゃったように、いろいろなことを相談受ける場合があるんですけども、取りあえず私としては、許可しないから駄目だよという言い方をしておりますが、何か具体的に何かやっていますか。そういう宣伝業者とかいろいろな意味で。

議長 セールスと条例の関係ですか。

久保農業委員 そうです。

議長 鈴木課長、お願いします。

鈴木（環境・地域エネルギー課）課長　いわゆる業者さんへの対応というのは、今のところ何もない状況です。まさにこの条例をつくることによって、事業者さんが結局セールスでいろいろと買い集めをし、そして事業を行うということだと思わなければならないけれども、その買い集める方と、もし発電事業を行う方が違う場合もありますし、いろいろな場合があるかと思いますが、最終的にこの事業を行う方がこの条例の申請をしなければいけないということになります。

これまで、固定価格買取制度が40円とか42円という時代に、わっと事業を成立させようと思って、申請はしたものの、なかなか進まないというものがございましたが、それ自体も、もう案件としてはきれいになくなっていくはずですので、今後、新規に今の価格で釣り合うものしか多分上がってこないだろうとは思いますが、それでも、多分、四賀のほうにはいっぱい話があるなというふうに思っております。

それについても、こういうような条例を制定することによって、ある程度の抑制効果は現れるかもしれませんが、そうはいつでも、一緒にやろうというところがあるのであれば、一度検討していただくということもあるかと思っております。

ただ、それは農地であることは厳しい。できませんので、やっぱり転用しないといけないということだと思っております。私も、もう農地をわざわざ転用してまで太陽光を造ってほしいなんていうことは思ってはいません。できるだけ農地は農地のままでやっていただきたい。できるだけ農地のままやれるのであれば、可能であれば、営農型太陽光みたいなものもあるかもしれませんが、基本は農地は農業をやっていただく場所だと。山林は、やはり木を切ってまで太陽光は造らせない。そういうようなスタンスで、一応この条例はつくったということなんです。

久保農業委員　さっきも言いましたように、独断と偏見で、農地の場合、農業委員として私は許可しませんよって口頭で言っているんですね、その持ち主に。地主に。だけれども、現物、現実見ると、あんな山の中に1か所だけ、一応地目が農地となっているの、今回も調査しろというのが来ているのを見ると、無理だよなっていうのが本音なんですけど、多分農地から外すと、可能性あるんですね、太陽光に。だから、それを、難しいところがあるんですね。農地としてはもう無理だろうと。しかし、除外したら、間違いなく太陽光だなど。どうしましょう。

議長　ただいまのご意見も踏まえまして、じゃ農地法の関係から、川村補佐から一言いただきます。

川村局長補佐　すみません、少しお時間借りまして、私のほうからは、この条例と農地法の関係性についてご説明させていただきます。

24ページ、横判の別紙の1を使ってご説明させていただきます。

まず、現在はどうかというところですが、現在、太陽光の施工については、

1,000平米を超えるものについては届出制になっています。いわゆる許可制とかではなく、届出制という形です。かつ、申請の順番というところ、届出制で強い力がないもので、実情は農地転用の申請があった後に届出をする人はするといったような状況になっています。

ただ、ここのポイントが、④の先ほども出ましたけれども、最初の事前申請があって、住民説明、こういったところがありますので、農地法の中では、ご承知のとおり、周辺農地への影響があるかないかというところが重大であって、住民説明までは求めておりません。そういったものが、この条例を施行することによって、事前にクリアというか、指導できる。そうしたところがまず1点目です。

それと同じ行で、最後から2番目、定期報告というものがございます。営農型太陽光ですと、皆様にもご審議いただいておりますが、毎年1回、作付を含めた中で状況報告するという形になっておりますが、これが常設型の太陽光になった場合に、施工後に完了届が出てしまうと、もう農地法の手から離れてしまいます。松本市みたいに雪が多いようなところは、降雪によって、その太陽光が壊れてしまう。あるいは大雨や災害によって壊れてしまった場合でも、農地法からは指導ができません。

かつ、現在の太陽光、土地の所有者と上物を分けて、上物は別の人というのがありますが、農地法許可後には、エンドユーザー、いわゆる最終的な所有者が分からずじまいで、最悪のときには破損したものによる周辺農地への影響が及ぼすおそれがあると。こういった場合について未然に防ぐことが、この定期報告によって解消できるといったメリットもございます。

最後に、もう一点ですが、⑤の実効性の確保、5における公表の最後のところに、できる規定なんですけど、従わない者の氏名等を公表することができる。こういったときに、農地法とは関係ないかもしれませんが、公表されるということは、信頼性が大分落ちると。そうすると、資金面、金融機関からの借入れ等、これがストップするおそれがある。そうすると、開発自体もいかなものかというような形が出てくる可能性が非常に高いと。こういったところからも、悪質なものが排除できていくのではないかと、このように考えておりますので、農地法の観点から一言付け加えさせていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

今、それぞれトータルでご説明申し上げましたけれども、質問、ご意見等ありましたらお願いします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

じゃ、2つのポジション、よく連絡取り合っていたいただきながら、健全ないものをぜひお願いしたいというふうに思います。

それぞれ集約をいたします。

本日ご出席の委員全員にお伺いしますが、本件については了承いただけるという委員は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

次に、協議事項イ、令和5年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補の推選についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

32ページになります。

まず、要旨ですが、この協議会の表彰規程に基づき、地域農業振興等表彰者の推薦を行うに当たり、その推薦方法等について協議をお願いします。

表彰者枠についての申合せ事項です。地域農業振興等功績者は、松本市から3名または3団体となっています。

(2) 農業委員永年勤続功績者については、本年度は該当者はありません。

3、推薦方法ですが、事務局の方針としては、過去の推薦経過に基づき、市内21地区から3地区を選定し、各選定地区内から1名または1団体を候補者として推薦していただきたいと思っております。

(2) 推薦候補地区の案ですが、四賀地区、内田地区、入山辺地区とさせていただきます。こちらにつきましては、別紙1をご覧ください。これまでの経過から、この3地区を候補地区として選定させていただきます。

候補地区につきましては、お忙しいところ申し訳ありませんが、来週中にはこの人がいそう、この団体がありそうといった目星をつけていただきたいと思っております。もし適当な候補者が見つからない場合には、別紙1の経過から、芳川地区や新村地区も含めて考えていきたいと思っておりますので、10月11日ぐらいまでにはご連絡をお願いします。

(3) 推薦方法ですが、別紙様式2、功績調書の提出をお願いします。また、個人の場合には、別紙様式3の履歴書の作成、団体の場合には、履歴書に代えて活動状況が分かる書類の添付をお願いします。別紙様式2の功績調書の下に注意書きに記載されていますので、よろしくをお願いします。

提出期限は、来月の総会、10月31日によろしくをお願いします。

参考資料として、過去の受賞者記録を添付していますので、参考にしてください。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。

本日まで出席の委員の皆様全員にお伺いしますが、本件についてご了承いただける委員は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

3地区の農業委員、また推進委員の皆様は、候補者を選定をよろしく願います。

次に、協議事項のウ、10月を活動強化月間として取り組む新規就農者声掛け運動についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

40ページになります。

こちらの取組については、基本的には委員の皆様が日頃行っている活動を引き続き行っていただければいいと思いますが、今年度の最適化活動の目標として、10月に新規就農者声掛け運動に取り組むことになっていきますので、協議をさせていただきます。

3、具体的な進め方の案ですが、日常の最適化活動の延長として新規就農者に声をかけ、営農状況を確認するなど、定着に向けた活動を推進したいということです。

令和元年度以降の新規就農者の一覧を別紙で添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。こちらは個人情報が含まれていますので、取扱い注意ということでお願いします。

(2) 声をかけていただいた結果として、必要に応じて以下の支援をしていただきたいと思います。例えば、規模拡大の話があれば、マッチングの推進をしていただいたり、補助事業の問合せがあれば、農政課につないでいただくというものです。

新規就農者の考え方ですが、新規就農者が少ないとか、不在の地区もあります。別紙の就農者一覧に限らず、親元就農者、定年帰農、女性農業者など、新規就農者の対象を幅広く捉えていただきたいと思います。

活動目標ですが、お一人の委員については一人の農業者に最低声をかけていただきたいと思います。

10月が活動強化月間としていますが、お忙しい場合もありますので、別の機会に実施していただくなど、柔軟に対応していただきたいと思います。

活動記録簿への記載については、新規参入促進者へのフォローアップ等、

新規参入促進の欄に報告していただければと思います。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑を行います。
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。これはやってみようということでありませ
なければ、これより集約を行います。
本件は推進委員の皆様も含めまして全員の方にお伺いしますが、本件につ
いては、ご了承いただけるという皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
委員の皆さんは、できる範囲の中で取り組んでいただくよう、ご協力をよ
ろしくお願いします。
続きまして、報告事項に移ります。
アの令和5年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果につ
いてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。
田村主事。

田村（農政課）主事 農政課の田村と申します。

私からは、令和5年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果
についてご報告いたします。

資料の46ページから47ページをご覧ください。

そして、まず初めに資料の訂正をお願いいたします。

資料47ページの(2)番、再認定者一覧の表中、整理番号6番になりま
すが、経営体の種類が「個人」となっておりますが、正しくは「共同」と
なりますので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。
それでは、報告事項に移りたいと思います。

まず、認定農業者制度の概要は、資料46ページ、2番のとおりとなりま
す。

また、複数の市町村で営農を行っている者については、長野県知事及び農
林水産大臣が認定を行っております。長野県知事及び農林水産大臣が認定
した該当者については、年度末にまとめてお知らせいたしますので、よろ
しくお願いします。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的

な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については、資料のとおりとなります。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班に意見聴取を行い、認定するものです。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画の認定者につきましては、新規が個人2件、法人1件の計3件、再認定が個人5件、共同1件の計6件となります。

以上9件について、全件承認されたことをご報告します。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま農政課から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項イ、令和5年度第2回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

小原主任。

小原（農政課）主任 農政課の小原と申します。

48ページをご覧ください。

今年度第2回青年等就農計画の申請につきまして、1件、指導班処理審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。

制度の概要につきましては、2番に記載のとおりです。要するに、45歳未満の青年の方、その5年後に所得250万円を目指す計画、その計画が達成確実かどうかというところを基準としています。

今回の認定者なんですけれども、一番下の3番のところに記載があります。〇〇〇〇さんという方で、ご住所は安曇野市の方なんですけれども、地区とすると、畑が波田に5反歩、梓川に7反歩で、主な作物はリンゴとなります。新たに農業経営を開始するんですけれども、この方は親族からではなくて、第三者の方からリンゴの経営を継承して、就農するということとなります。

該当地区の委員の皆様には、新規就農者の経営確立に向けまして、サポートいただきますようよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明がありました。
これより質疑を行います。
発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。
塩原至委員、いいですよ、そういうことで。サポートをお願いします。

塩原（至）農業委員 はい。

議長 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。
次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 50ページをご覧ください。
当面の予定の説明をさせていただきます。
当面の予定ですが、10月4日に意見書提出になります。先ほど申し上げました役員の方、よろしくをお願いします。服装は上着、ネクタイ着用になります。よろしくをお願いします。
10月10日から11日、長野県19市農業委員会協議会会長・事務局長合同会議が飯田市で開催されます。会長と事務局長が出席します。
10月24日、農地転用現地調査は、武井委員と中川委員です。よろしくをお願いします。
また、11月の話になりますが、11月10日に意見書の懇談会と懇親会、11月21日に長野県農業委員会大会が予定されています。10月の議案発送時に欠確認のものも同封しますので、よろしくをお願いいたします。
また、11月の定例総会なんですけれども、当初、11月30日の木曜日、午後1時半からという予定でしたが、同日に全国農業委員会会長代表者集会在東京都で開催され、会長がそちらに出席する必要があるため、11月の定例総会を11月29日の水曜日、午後1時半に議員協議会室で行いたいと思います。また来月の総会でもこの場面で説明させていただきますが、11月30日の定例総会を11月29日の水曜日の午後1時半に変更したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。
説明は以上です。

議長 ありがとうございます。
主要会務報告はご覧のとおりです。
今、それぞれ事務局から説明がありました。
皆さんのほうからご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

またご承知おきをいただきたいと思いますし、またそれぞれ皆さんにご協力願わなきゃならない場面出てまいります。何分ご理解の上、ご協力よろしく願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、地域計画と全国農業新聞の購読についてを長野県農業会議から説明をいただきます。

事務局から紹介をいたしますので、お願いいたします。

草田係長

本日はお忙しい中、長野県農業会議農政・農地部の小林部長と総務・情報部の山際部長代理にお越しいただきました。

小林部長からは、地域計画の策定と目標地図素案作成についてお話しいただきます。

8月21日に開催された地域計画策定推進研修会に会長、代理と一緒に出席させていただきました。その中で、小林部長に講演をしていただき、今後の地域計画策定に向けた協議と目標地図素案の作成に関して、有益な内容だったものですから、当農業委員会としても、この事業について理解を深めたいと思っております。説明をお願いして、お越しいただきました。

スクリーンを使ってご説明をしていただきたいと思っています。準備に少し時間がかかりますので、少々お待ちください。

小林（長野県農業会議農政・農地部）部長 どうも皆さん、お疲れさまです。私、長野県農業会議の農政・農地部の部長をやっています小林と言いますが、よろしく願いします。

日頃、長野県農業会議の業務に対しましていろいろご協力いただきまして、大変助かっております。

また、農地の最適化の活動、国のほうから見える化ということで、それぞれの各委員さん方が日々行っている最適化活動についても、記録をお願いしたいという、無理といえますか、それを皆さんに知ってもらいたいと考えておりますので、最適化の活動の継続、また記録につきましても、引き続きお願いしたいと思います。

では、今日、貴重な時間をいただく中で、現在、長野県、もちろんオールジャパンで取り組んでいます地域計画の取組の関係、若干時間をいただきましたので、少し飛ばしながら話をさせていただきます。

基本的に、もう農業委員さん、推進委員さん皆様、今回のこの地域計画、どういうものをつくっていくかということについては、きっと概略お分かりだろうということでございますので、私のほうから、今日は現在、この長野県、また松本市の状況、そして12年後、どういう状況が今後来るだろうというところを知ってもらいたい。そういう中で、地域計画って必要だよってということを知ってもらいたい。その中で、農業委員会の役割と

して、実際に2つの役割がありますよという話、それとどういふふうに向き合っていく必要があるのか、これは農業委員会ももちろんですが、農業関係者、また地域の農業者の皆さんに考えてもらいたいもの、あとまとめとしてやっていきたいと考えております。

まず、簡単にご質問です。12年後、皆様は何歳でしょうかというものです。それと、実際、今、農業をやっていると思いますが、12年後も農業を頑張っていらっしゃいますよねということで、この質問を出させてもらいました。12年後、あなたは何歳でしょうかというものです。

それぞれの資料ありますけれども、これ、長野県の現状、2020年、2年前でございますが、この基幹的農業従事者、専ら農業を一生懸命やっているよという方、長野県では5万5,000人いますというものです。

年齢構成を見ますと、幅広い方々、頑張っています。もちろん中心は60歳以上のベテランの皆さん、もちろん定年帰農で入った方もおいでになりますが、もう百戦錬磨の皆様が一生懸命この長野県の農業を担っているというのがここで分かります。

年齢構成からすると、70歳以上が6割です。こういう状況となっておりますというところで、課題がこの赤いところ。12年後。なぜ12年後か。この地域計画というのは、来年、再来年、2年後につくります。そのときの10年後を想定していますので、じゃ12年後を考えますと、この70歳以上の方、今、長野県3万2,000人います。6割います。この皆さんが全員85歳になってしまうと。皆さんもご承知のとおり、長野県の平均年齢、男性は82歳、女性は87歳です。そう考えると、今この年齢構成からいっても、この85歳の方々が今と同じように頑張っている長野県の農業を引っ張れるかというところが大きな課題です。

これがちょっと見やすくしたもの。現状これ、5万5,000人。これは10年前から2割減ってしまっています。12年後、10年間で2割だったものが、今の数字、何も対策を講じられない場合であると、6割減っちゃいますと。これが長野県の現状です。

じゃ、松本市さんはというと、これです。やはり似たようなもんです。70歳以上の方が6割にほぼ近いところ、5割ぐらいかたと考えると、5割の皆さんが85歳に12年後になってしまうと。そう考えると、10年前、2010年には6,000人の方々が、もう基幹的農業従事者、主に農業を一生懸命、地域を引っ張って、自分の経営もやっているよという方が3割減っています、松本市は。長野県は2割です。この状況で今、頑張っている。12年後、さらに6割減ります。2,000人弱で、この広い松本市の果樹から野菜から、そういう田んぼも含めて、それらをこの皆さんが専らやるという状況になっています。ということは、これまで少しずつ減ってきたのが、今後10年で大幅に減るといのが間違いなく来るだろうというのが想定されます。

もちろんこれ、減る人数に応じて、多くの方が入ってくるかということ、非常に難しい。全国的には、いわゆるサラリーマンは65歳定年が当たり前になってくると。そう考えると、非常にこの農業に従事する人、減るだろ

うというのがあります。

こういう状況の中で、じゃ過去にないほど激減しちゃうというのがもう目に見えている。その中で、じゃ備えよ。備えというのは、地域で一体どうするんだよというところの備えになります。それが今回、地域計画です。

これからもどんどん減ってくるという状況の中で、不在地主も増えてきている。相続放棄、もちろん自分の息子さんは東京にいる。都会にいるよという方も多いと思いますが、こういう状況の中で、やはり地域の農業をどうするんだいということをこの農業関係者、もちろん地域の農家の皆さんにも十分知ってもらわなければならないということで、この地域計画というものがスタートを切っているという背景がございます。

もう皆さん知ってのとおり、これまで地域計画の前に人・農地プランがありました。人・農地プランは、将来の農業の在り方をつくってきました。松本市さんもちゃんとあります。今回の地域計画には、その計画に新たに目標地図、願わくは1筆ごとに一人一人の名前が入れればいいね。これを行うことによって、地域の守るべき農地をしっかりと次の時代にバトンタッチするためにも続けていくというものがあると。

地域計画の内容、これはもう皆さん承知のとおり、3つの柱がございます。地域の将来の農業の在り方。どの農地を守っていくか。そういうものをつくる中で、実際に内容的なものは何をつくるか。担い手にどの農地をどれだけ集約するか。こういうものをつくっていくというものです。

実際、松本市さんはどんどんと、一斉というよりは、もうできるところから始めているというふうに聞いていますが、もう既にこれで9月終わりますんで、実際、令和6年度末までにこの地域計画というのは松本市はつくりなきゃいけないということになっております。その松本市がつくるべき地域計画には、農業委員会としての新たな役割が来ているとういことについては、もう承知のとおりでございます。

地域計画をつくっていく中で、もう人・農地プランでしっかりとした作文といいますか、この将来の松本市の農業はこういうものだというものがつくられています、やはり作文も必要なんですが、いかに自分たちの地域の農業をどうしていきたいか。それに対して自分たちは何が協力できるのか。何をやらなければいけないのか。そういうものを皆さん、農業関係者、住民の皆さんも含めて、方向性を共有しななきゃいけないというものであります。

農業委員会の役割は2つ。まず、目標地図の素案をつくりましょうと。地図をつくるべきは、どこから、10年後、どの筆を誰が作るかという素案をつくりましょう。それと、地域の話合いに出て行きましょう。出て行って、目標地図の素案をつくるのは農業委員会の役目です。もちろん意向把握する方法とすれば、農業委員会だけでもいいですし、農業委員会プラス農協の部会が持っている情報、そういういろいろな情報をまとめて意向を把握して、目標地図をつくります。の素案をつくります。それを持って地域の話合いに行き、うちの集落、今現在、こういうふうになっているけれども、実際に12年後、将来こういうふうになっちゃうというものを、

話合いをどっと盛り上がるといいますか、現状を把握して、自分たちの地域どうするんだいというものを話合いになるように盛り上げてもらいたいという役割がございます。

ここにも書いてあるとおりでありまして、これまでの人・農地プランでは、担い手という規模の大きい方々に農地をしっかりと管理してもらおうというところですが、先ほどのとおり、激減してしまうという状況の中で、農業を担う者として、中心的な担い手の方等を含めて、兼業農家、半農半X、こういう皆さんも含めて、農地を守っていこうということ、こういうものをつくりましょうというものであります。

ここに書いてありますが、10年後、誰にこの農地を守ってもらうというのをつくるんですが、それは予約でも成約でもない。ただし、その方向で地域でその農地を権利設定を今後していこうというものです。

イメージはこういうものですね。各地域、これまで全ての農地を守るとなっていたんですが、守るべき農地はどれだ。その守るべき農地については目標地図をつくっていきましょうというものです。

現状、各地域の農地については、様々な方がいろいろなものを作っています。それを、10年後、どういうふうにするんだいということを聞いたところ、例えば拡大が3名、縮小は17名、現状維持は16名というように、現状ばらばらなんだけれども、それを意向を把握して、それを色分けして落としてみると、こうなりますと。課題は、縮小の黄緑色、これをどうするんだいと。これを意向把握をした中で、もし規模拡大したい方については集めていこう。これらを含めて、地域の話合いの起点の材料であるということで、これらを目標地図の素案として作成してもらってもいいですし、さらにこのあらかの素案、この素案に実際、地域活動、もちろん農業委員さん、推進委員さんとして様々な新しい情報が入ってきています。それらの情報を意向把握のものに少し上げかけてあげる。そうすると進化しますよね。少し進化したこういうものをつくっていきましょうという、これでもいいです。

基本的に、国は最初から立派なものをつくれとは全然言っていない。最初は低いかもしれませんが、どんどんトーン下がっていますが、やはり必要性は、さっきのとおり激減してしまうということの中で、農地利用を考えるということはとても重要となります。

現状の中で、意向を把握して、素案ができました。素案を基に話し合ったら、素案のまんまでいいことになれば、これが目標地図であります。ちょっと地域で話合いをした中で、新しい情報があれば、そこで集落の中でもうちょっと進めてもらって、できました。それを基本的に毎年毎年話合いをして、10年後、理想となる目標地図を見直ししていきましょうというものです。これが理想のものです。最初のものであります。

担い手に集めましょう。それ以外は、兼業農家の方、今頑張っている方、そういう方々をちゃんと入れ込んだ中で、どうしても誰もこの農地は使えない人は、「今後検討」という言葉を使っていいですよということです。

次に、地域の話合いであります。

地域の話合いには、もう担い手の方だけを集めた。地域が例えば水田の地帯であれば、担い手の方だけ集めて目標地図をつくるという方法もあります。ですが、果樹園とか野菜とか、そうなると、いろいろな方が作っているだろうということが想定されますので、できるだけ多くの方に集まってもらって、話合いを進めましょうというものです。

課題は、担い手がどんどんいなくなるということの中で、取りあえず今の段階ではこのようなもので、担い手がないという場合、ほかの地域の担い手に来てもらうとか、じゃうちは有機農業でちょっとやってみようか、そういう皆さんを市の農政課、また農協とも連携した中で、そういう皆さんをうちの集落で有機農業をやってもらう。信頼のおける企業に来てもらう。このような方法で、できることあるのかないのか。どうしてもいなければ、地域のみんなで何か営農集団をつくったらどうだろうというものもあります。

もちろん話合いをしていく中で、もう集落の皆さんいないと。どうしようもないとなれば、もう諦めて何もしないというほうもあって全然問題ないと思っています。なければいいんですがね、諦めて何もしないとういこともできます。

地域計画、ここで始まったわけですが、やはりどう考えてみても最後のチャンスだよと。これが最後のチャンスということであれば、実際、各それぞれの、これね、農業者の皆さん、農業関係者の皆さんに問うものでございますが、どれを選びたいか。忙しいからできるだけ計画づくりに関わりたいくない。少しだけ体裁を整えて、もう計画をつくれればいいんじゃないのというもの。それと、大変なんだけれども、自分たちができる範囲でしっかりとした計画をつくりたいんだという方もおいでになりました。忙しくて大変なんだけれども、みんな協力した中で、共感できる計画をつくりたい。できれば皆さん、このCになれば一番うれしいかなと思っています。

やはりみんな協力。みんな協力というのは、農業者の方、また農協とか、県とか、そういう関係者も含めた中で、計画をつくっていくのが一番いいだろうと。その中で、これはもうつくるのは役場、市役所と。市役所に全部丸投げするものではなく、やはり自分たちが何ができるのか。それぞれ自分たちの強みを生かせるところをしっかりと協力した中で、この計画をつくっていく必要があると思います。

協力の例としますと、やはりこれ、地域計画だから、皆さん集まってと言っても、なかなか集まらないはずですが、市町村の方から、会議、いつ几日やるよという連絡が行きます。農業委員さん、推進委員さん、声かけをしてもらって、いつ几日話合いやるよというのを話をしてもらう。農協ももちろん同じです。部会の役員さん、農家の方にいつ几日集まり、公民館でこの地域計画やるよという声かけをってもらう。土地改良区のほうからも言ってもらう。こういう関係者の方から協力して出席をお願いする。お願いされた人は、市役所から言われて、農業委員さんから言われた。推進委員さんから言われた。農協のほうからも言われちゃったよとなれば、出て来ますよ。ぜひとも多くの方にこの地域計画の重要性、必要性、それ

を知ってもらって、話し合いをしてもらう。

大事なことは、自分たちの集落、地域、どのような状態であるか。その中で、地域計画をつくっていかないと、農業農村が廃れてしまうということをしっかり知ってもらう。それと、何をしなきゃいけないか。これについても共感してもらって、みんなで参加してもらうことが必要であるということでもあります。

まとめになります。

地域計画については、集落の皆さんがありがたい姿、それらをみんなで共有した中で、じゃどうする、どういうふうにするのか、その農地を守っていく、そういうことをしっかりと共有した中でつくって、それが将来の礎となる計画になると。これがつくる今、最後のチャンスだということ再認識してもらうということ。

これ、10年間のうちに相当減ります。まだご高齢の方が地域を引っ張っている方たくさんいます。そういう方々が一生懸命今、農業をやっている。また地域の状況も知っている。そういう先輩方が頑張っている今が最後のチャンスだという考え方で進めていってほしいと思います。

かつ、その農業委員会の関係者の皆さんについては3つです。将来に向けて、農業上利用する農地はどこなのかということの検討を進めてほしい。もうきつと検討を始めていると思います。

あとは、意向を把握して、地図化に向けてやってほしい。

市のほうからまた話し合いをするということに通知が行った場合は、ぜひとも参加してもらって、その地元の地域の農業、こういう状況だ。こういうおそれがある。減って農業ができなくなっちゃうということも含めて話し合いに参加してもらって、市のほうで進める会議を盛り上げてほしい。後ろからバックアップしてほしいというものであります。

一番大切なのは、地域の皆さんが自分だけの農地でなくて、地域の農業農村、どうしたらよいか。どうしていききたいのか。その中で、自分たちがどういうことを協力できるのか。そういう方向性をしっかりと、これ一発ではとても無理だと思います。さっき国が言ったとおり、少しずつつくり上げてもらっても構いませんが、この計画は行政がつくったということにならないように、地元の皆さんが話し合いでできたというふうになれるようにしてほしいなというものであります。

資料29ページ以降に、塩尻市さん、安曇野市さん、この松本管内の各市町村の状況載せてございます。どの市町村も、間違いなく激減するというのが載っております。これで本当大丈夫かなというところもたくさんございますので、同じように、どの市町村も間違いなく今後この10年の中で農業を頑張っている皆さんが激減してしまう。そうすると、農地が荒れてくる。荒らしてはならない。やはり稼げる農業ができる農地については、しっかりと10年以降も使えるようにやっていく必要があると考えますので、こういうものも含めて、地域の皆さんに話をしてほしいと思っています。

2020年農林業センサスというのがあるんですが、これが各松本市の結

構細かな旧村単位のデータもございますので、もし必要があれば、そういうものも使った中で考えていく必要があるかなと思っております。

以上、私のほうから、地域計画の背景ですね。背景と、いわゆる地域計画を進めていく上で、地域の皆さんの共感を得ながらつくっていく必要があるということについて説明をさせていただきました。

山際（長野県農業会議総務・情報部）部長代理 お疲れのところをすみません。農業会議総務・情報部の山際ですが、私のほうから、情報事業のお願いということで、ご夫婦の写ったファイルをお配りさせていただきました。また会場が明るくなった段階で、よく見ていただければと思うんですが、今、小林部長から説明ございましたが、地域計画、非常に取り組む中で課題が松本市も多いかと思います。

この全国農業新聞なんですが、全国各地の農業委員会の活動、様々な事例が載っております。地域計画、農地利用最適化活動が載っておりますので、購読されていらっしゃる委員の方がいらっしゃるからお聞きしておりますので、ぜひお申込み、購読お申込みをお願いしたいと、本日はそのお願いだけでございます。

この皆購読、全員の購読は、全国運動で取り組んでおまして、すみません、別にこれ、1枚後で配ったんですけれども、またご覧ください。

全国運動で、全委員が購読しようということで取り組んでおります。現実には、なかなかそうになっておりませんので、長野県、実はワーストの県になっておまして、このように実際に各総会にお伺いして、皆様取っていただくようお願いしているということでございます。

新聞は、通常の紙版、月700円と、あと電子版、月500円でございます。パンフレットが入っております。青いのが通常の紙版でございます。購読されてない方は、ぜひお申込みに書いていただいて、事務局へ提出をお願いしたいと思います。

あと、時間がございませんので、飛ばします。1ページの2にございますが、特別普及対策ということで、長野県独自の対策として、かなりお得なキャンペーンを今、組んでおります。ご覧いただければと思いますが、月700円の新聞代金に対しまして、メリットがたくさん対策でございます。

あと、3点目ですが、普及目標部数ということで、委員の方々にお仲間に1人1部以上普及をお願いしたいということでございます。今年の最終締切りが11月20日、これが全国の締め日になっております。やはり統一日で、ゴールの日はこの日になっておりますので、総会となかなか合わないと思うんですけれども、この日にお申込み、一般の方のお申込みをお持ちいただきますようよろしくお願いいたします。

あとまた全国農業図書という専門図書もございます。事務局にお申込みいただければ、ご購入いただけるようになりますので、よろしく願いいたします。

情報事業、全国農業新聞、全国農業図書をお願いということで、以上であ

ります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま地域計画、また全国農業新聞についてのお話がありました。

この機会でありますので、時間も限られておりますが、皆様のほうから何かご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員

大変分かりやすい資料でご説明、ありがとうございました。

ただ、おっしゃることはごもっともなんです、それは。ただ、現実に地域計画に向けて話合いを始めてみますと、話合いをぼつぼつ始めているんですけども、最初のほうにあった10年後のどの筆を誰が耕作するのか。この辺の話になったときに、正直言って、集まって、いや、私、10年後、私やってないよと、もう。じゃ、自分の子供はどうだって、いや、子供はもうサラリーマンで仕事をしているから、多分農業やらないだろうと、こういう意見が結構出てくるんですよ。

ですから、確かに地域計画を策定する場合に、その地図の中にこういうありましたね。農業を担う者への集積が難しい農用地については、「今後検討」等とするってあるけれども、「今後検討」っていうのが物すごく出てきちゃうんじゃないかっていう気がするんですよ。それはそれでいいんですか。そこが非常に悩ましいことなんですよ。

小林（長野県農業会議農政・農地部）部長 本当、もう既に地域の話合いが始まっているということで、非常に敬意を表します。

実際、まず答えからいきますと、「今後検討」でも構いません。その前提として、地域の話合いの中で、先ほどゾーニングの話、ゾーニングを少し触れちゃいましたが、いわゆるこれまで全ての農地を守ろうというものだったんだけど、これだけ減っていく中で、どの農地、どこら辺の農地はしっかりと今後も守っていく必要があるというものを、地域の皆さんでここだけはどうにか守っていかなきゃいけないねというところをつくります。つくるんだけど、そこに名前が載らないことであれば、正直言って、今現在やっている方々の名前を入れて、あとは「今後検討」、全然問題ないです。

それは、地域の皆さんがこの農地はどうか10年後も守っていくんだということで決まった農地ですんで、その中は、基本的に「今後検討」でもいいです。

もっと言うと、「今後検討」、そこに例えばU、Iターンとか、他県からの新規就農者用にとっておきましょうというふうにより具体的に書いてもらって、そうなると、松本市さんも間違いなく新規就農者とか移住の方々、こちらへ来て農業をやらないか、松本市へ住んでみないかいということをやっております。そのときに、うちの集落はそういう方々を呼び込んで、農業を一緒にやらないかいということでやっても構いませんので、「今後

検討」、たくさんあってもらってもいいです。

言えることは、地域の皆さんがそれでいいんだということであれば、全然構いません。

回答になるような、ならないようなで、これはね、私が住んでいるところが、私、豊田飯山インターのすぐ近くに住んでいまして、もう相当基盤整備のないところに住んでいるんですよ。中山間地でありますし、今、農業をやっているのは、私ともう一人いるぐらいで、あとはどんどん遊休農地が増えています。

ただし、それはうちの集落のある程度メイン道路でありますので、これ、うちの集落、中野市が地域計画を進めるといえるときに、きつとうちの集落の皆さん、10年後、小林もう仕事を辞めるし、じゃ小林にこの半分、もう半分は誰かに、もう一人の人にやってもらうじゃねえかということを考えて思うんですよ。そのとき、私はもう3枚ならいい。もう3筆ならやるよとなれば、3筆を小林の名前にして、あとは「今後検討」、それでもいいです。

あくまでも地域の皆さんがこの地域を残すんだとなれば、そっちは、残したところは、地域計画として計画をつくるし、地図もつくる。その中に1筆ごとに名前が入るところは入れてもらって、入らないところは「今後検討」。大いに結構ですので、それで進めてください。お願いします。

柳澤農業委員

もう一ついいですか。

実は今年、いわゆる半農半Xでの農業をやってみたいという、そういう方を私、4名面倒見ているんですよ。女性3名、男性1人と。ただし、皆さん、今まで農業やってきたわけじゃないから、農機具もほとんど持ってないわけ。そうすると、野菜を作りたい、お米を作りたいといったときに、こちらがかなり全面的にサポートしてきた実情なんですよ。そういう場合には、新しく農業を始める人たちのそういう、機械なしでやれるということは今ないですからね。そういったところの支援体制っていうのは何か具体的にあるんでしょうか。

小林（長野県農業会議農政・農地部）部長 ありがとうございます。

実際に国のほうは、この地域計画にのっている方々、その営農を継続するために何らかの措置をすると。もちろん半農半X以外のこれまでの担い手の皆さん、それはこれまでもしっかりと国の例えば補助金みたいなもので、機械に対する補助できましたよね。課題は、兼業農家とか、半農半Xの皆さん、これに対しても支援をしようと言っているんだけど、具体的な方法はまだ見えていません。

ただし、今、委員さんおっしゃっていただいたとおり、機械がないと、全部スコップとくわと草かきで農業できるかということ、できませんので、そういうものはやはり国のほうから示してもらわないといけないと考えています。

あとは、地域のアンケート、意向を把握する中で、これまで農業をやって

いる方々が、もう機械使わなくなったから、じゃ農協に引き取ってもらおうという方法もあるでしょうけれども、それをもし地域の中で就農する方に使ってもらってもいいよという機械がもし出るのであれば、そういうことも含めて、地域の皆さんの協力体制というのが必要になるかなと思っております。

議長

いい。

じゃ、中川さん。

じゃ、お座りください。

中川農業委員

端的に1つだけ質問させてください。

先ほどから地域の皆様、地域の皆様ってという言葉がありますが、具体的に地域の皆様って誰のことを指すんですか。

小林（長野県農業会議農政・農地部）部長 ありがとうございます。

これまで行政の反省点たくさんあります。先ほど人・農地プラン、実際にこれ、農業委員会の皆さんもとても携わったと思うんですが、地域計画を知っている農家の皆さんってどのぐらいいるかというところで、これまでも市町村とか、農政とか、いろいろな部署で何とか振興計画とか何とかビジョンとかいうものをつくってきたんですが、それをしっかりと内容を理解して、協力とかしますよというふうに言ってくれている農家の方っていうのは、ほぼゼロだなと私は思っています。

これは我々の反省もありますが、やはり国のほうでもつくりなさい、もしくはこの松本市でつくろうって言っても、それは取りあえずつくった。もしくは、場合によっては、ここもいけないんですが、絵に描いた餅なのかもしれない。

今回のこの地域計画というのは、とある集落、とある地域の農地を正直分けるんですよと。今後10年後、しっかりと国の補助金とかも使って、この農地を守ろうというところ、同じ地域なんだけれども、もうあんまり力を入れないというよりは、正直言ってみ捨てるような農地、そういうものを分けることになります。そうなってくるときに、行政がつくった地域計画というふうにならないようにしなきゃいけないと考えています。

地域の皆さんが自分たちの集落の農地をどういうふうにしたいのか。全て守りたいのか。いやいや、あそこはもう冷たい水がかかるし、半分日陰だし、これは使いづらいというものであれば、それはもう、先ほどのしっかりと守っていく農地じゃない方向でやる。そういうふうにしなきゃいけないし、じゃ地域の中でどういう農業をやっていくという方向性も、この地域計画の中でつくります。

そういうものも含めて、地域の中で地域の皆さんがちゃんとこの計画を知ってもらった上で、この地域計画というものを毎年毎年見直していくということを見ると、この地域の皆さんというのは、私、今、農業会議の職員ですが、地元へ帰ると兼業農家の一人です。ただし、農業をやっている

のは私ともう一人。あとは皆さん家庭菜園中心だとなってくると、家庭菜園の方も含めて、私も含めて、一生懸命農業やっている方もいます。そういう方も含めて、我々みんなでの自分たちの集落どうするかということを考えてもらいたいということで、地域の皆さんという言葉を使わせてもらいます。

あくまでも、これ、誰々つくったの。これ、松本市さんつくったんだよってならないようにしたいという思いで、これを使っています。

中川農業委員

そういうふうには動いてないですね、まだ地域でね。はっきり言いまして。理想ばかりおっしゃっているような気がして、私、すごく白けています。そんなふうには動きません。動いていません。

地域の皆様、地域の皆様って言いますけれども、法律で義務づけられているのは地域の皆様じゃなくて、行政が義務づけられているわけで、地域の人、住民、兼業農家の人、小さい農家の人、こんな話何も知らないです、実態は。実態ね。

あまり今のこの時期になって、来年度の3月というときになって、こんな話をされても、理想ばかりで、分かってますよとは言えませんよ。

それと、文句を言わせていただくなら、この目標地図ってありますよね。こんなきれいな農地なんて、このタブレット見たら分かるんですけども、どこにも存在してないんです。これ、地図を描かれるんだったら、こんな幾何学模様の正方形、長方形をこんなきれいな割った農地なんて、ただの一つも存在していません。存在しているのは、中山間地域の矮小な傾斜地の、もう何、山林だか、田だか、畑だか、そんなのが混在している三角形、五角形、傾斜地、そういうところの地帯ですよ。それを、ぜひ目標地図っていうふうにおっしゃるのであれば、そういうところをシミュレーションしてみて、何か表にしてください。

こんなふうに行くわけないというか、こんな農地ありはしないんですよ、こんなの。こんなの地域の人に見せたって、こんなのあるわけじゃないとか、一言で誰も見ない。白ける。なので、ぜひ、おっしゃることはよく分かるんですが、理想ばかりおっしゃっていないで、もうちょっとぜひ現場に入られたらどうですか。

我々農業委員は、行政ですけれども、それから現場との間に入って、それから松本の場合は農業再生協議会というのがありますから、そこが一応やるっていうことになっているんですけどもね、なっているんですけども、なかなか現実、実態動いてないというか、動けないというような状態があるんですよ。そういう中で、地域の人とか、あまりそういうことをおっしゃらないほうがいいと思っていますので……

小林（長野県農業会議農政・農地部）部長 そうですね。今、委員さんからもそういうお話も出ました。ただ、これを地域の皆さんが全く知らない中で進めていっても何もならないもんですから、これを地域の皆さんにいかような方法でも構いません。参加してもらって、この地域計画というものの中で、今回、さ

つき言ったとおり、これだけ人が減ってしまうという状況を知ってもらった上で、じゃ農地をどうするんだいというときに、じゃ誰が作るんだいという話にきつとなると思います。そのときに、「今後検討」かもしれません。そこに名前が入るかもしれません。そういうものをやはりこの地域の中でしっかりとつくった上で、皆さんで共有してもらおう。

先ほど四角のとおりになるの、まず無理です。ただし、今作っている方が、今のとおり、今後10年私頑張っていく、私たち頑張っていくよというものについては、それはしっかりと載せていく。少しでも団地化しているような、すべきところがあれば、そういうところは載せてもらいたいというものでありますので、ちょっとこれ、実態とずれてしまうところがあると思いますが、この地域計画というものが、考えていく最後のチャンスだということを押えてもらって、ぜひとも行政がつくったというものではないように、地域の皆さんも参加した中で取り組んでいただきたいというものであります。

議 長

あれですか。基本的には、お二方、我々の系統の責任というか、そういう上部の方で、立案して、お二方が旗振っているわけじゃないし、その農政の方向と現場の間でもない。我々の農業会議という位置づけですので、そこら辺、ご理解いただきながらお願いしたいと思います。

ほかに。

じゃ、矢嶋委員。

矢嶋農業委員

私は稲作しかやってないんですけども、人口減少と、それから米の値段は、その関係で米の値段は毎年下がっていますね。これ見ていますと、やる意味がなくなってきているんです。この辺についてはどういうふうに…

小林（長野県農業会議農政・農地部）部長 切実なお話です。もちろん委員さん、稲作中心でやっているというお話もございますし、例えばうちの集落の話在先ほどから繰り返ししてしまっていていけないんですが、うちは雪が多いところなものですから、キノコ中心です。うちのすぐ隣の集落で、ちょっと大きめのキノコ農家さん、ここで廃業しました。いかんせん農産物の価格形成というものがある。もちろん市場原理というのはあってしかりかなと思うんですが、もう自分たちが、電気代上がる。経費みんな上がる。費用が上がる。そういう状況があるにもかかわらず、スーパーの値段、買取りの値段は変わらない。ましてやお米なんて下がってしまっているという状況が続けば、これは地域計画そのものの前に、ちょっと農業経営、農家の支援しろという声も確かにございます。

我々、この松本市の農業委員会もそうですし、そういう各市の農業委員会のほうからも様々な要請をいただいています。まず筆頭は、農業経営の安定。これだけ資材が上がっている中で、農業経営の安定がとても大事だという要望が上がっていますので、そういうものについては、逐次、全国農

業会議所を通じたり、場合によっては長野県の農政部に対しても要請活動をした中で、足並みをそろえて、行政と足並みをそろえて国のほうにこういう窮地だということを含めて要請活動をしていく必要がありますし、それをやって初めてこの地域計画というのはより具体的になるのかなと考えております。

議長 じゃ、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 先ほど見させていただいて、非常に内容的には、理屈では非常にいいかなというふうになるんですけども、私たち農業委員、現実的に私の地域では2人、農業委員と推進委員ということで、平地ということでもありますけれども、なかなか全体の中では、JAのほうでも先ほどお話が出たんですが、ビジョンという形でね。短期の3年、中期計画くらいで、それぞれの地域、振興ビジョンつくってはいるんですけども、実際に12年後、人口の減少は分かるんですけども、ビジョンも、それも含めては、多分計画は組んでいないということで、今後、自分のところの地域をどういう形で農業振興していったらいいかということでJAのほうはつくっていると思うんですけども、実際におおむね多分変わらないだろうと。

じゃ、人口が減ったときに、例えば果樹、花、米、実際に携わる人がうんと減ってくるわけですよ。そうなったときに、主に例えば果樹やっている地域だったら、半分になっちゃったで、じゃ誰作るんだいねっていう、そういうような目標という考え方で取り組んでいかなきゃいけないと思うんですけども、実際にそういうことをやるということになると、うちの地域でも、10くらいの農業を営んでいる人たちがいる集落あるんですけども、その中へそれぞれ農業委員が入り込んで、話し合いをやれっていうことを多分言っていると思うんですけども、現実的にそういうことが農業委員さん全てできるのかなっていうのがちょっと疑問に感じますし、当然その住民の方たちを集めるというと、町会長にお願いするのか、その地区の農家組合長にお願いするのか、そこへ農業委員が1人で行って説明して、その場で盛り上げて話し合いがうまくできるのかどうかなっていうのは、ちょっと心配なところがあります。

それと、あと今の地域の中で担い手というのは幾つかあるんですけども、その代表の方がもう80過ぎているとか、一遍そのこともあったもんですから、ちょっとJAの中でも話し合いちょっと持っていたんですが、なかなか一旦自分のかんだ農地の権利手放したくない。条件の悪いところは手放したいということで、集積とかそういうことっていうのは、今の現状考えると、なかなかよっぽど地域の将来を考えて、営農効率も考えてやっけないといけないんですけども、現実を見ると、なかなか一旦つかんだ権利は手放さないですね。条件のいい土地は手放さない。離れていても手放さない。そこら辺も今後の課題かなと思っているんですけども、それは粘り強くやっていくしかないと思うんですけども、そこら辺の、先ほど柳澤委員おっしゃったように、現実っていうのを考えると、なかなか地

域計画の部分で、そこの細かいところまで入り込んで、認識してもらったり、話し合いを持ってまとめ上げるということが短時間では簡単にはできないというふうに考えておりますので、そこら辺のことをちょっと伺います。

小林（長野県農業会議農政・農地部）部長 ありがとうございます。

私の説明不足もあります。まず、この地域計画を進める上で、地域の皆さんに集まってもらっての協議の場、話し合いの場は、これ、話を進めていくのは、基本的に松本市さんです。松本市が開催通知を出して、松本市の皆さん、市の皆さんが、「今日は皆様お集まりいただきましてありがとうございます」という口火を切りながら、全体進行をしていくはずですが、そこには農協の関係者もいるはずですが、県の関係者もいるはずですが、地元の農業委員会の委員さん方もそこに出てもらって、そこにさらに地域の皆様も参加した中で、私たちの集落、こういう状況になりますよというのを先ほどの意向把握に基づく地図を見せながら、意向からするとこんなに減っちゃうよ。こういうものはどうするというのを農業委員さん、推進委員さんのほうから話をしてもらって、これが話のきっかけになるという感じで、全体をまとめるのを農業委員さん、推進委員さんに全てを任せるということはならないと思うんですが、ちょっと今、松本市の農政の方がちょっとおいでにならないもんでいけないんですが、そうなるはずですが、それがまず1つ。

あとは、実際に樹園地の関係で、樹園地の関係、10年後を目標地図とする中で、国のほう、もちろん集積集約というものは望みますが、樹園地の継承とか、樹園地をまとめるなんていうのは相当難しいです。

やるとすると、実は長野市の若穂というところ、リンゴの産地がございまして、古くからの。それが相当遊休化してきてしまっている中で、この地域計画始まる前に、地元の農業委員さん、推進委員さんが地元の皆さんと連携して、多くのリンゴ園をばさばさ切ってしまうと、切って、新たに新しい化、高密度、そういう栽培方法を入れようということをやった場合は、ある程度集約化できる状況。今の農地を動かさないで、そのままやるというのは到底難しいと思います。その場合は、現状のまばらな状態でも、それでも10年後、各農地を誰が守るといのが分かるだけでも、全然問題ないと思っていただければ結構でございます。

水稲とか、こういう集約化ができそうなものについては、極力集約化ができればいいかなと思っております。

議長

いろいろ時間もありますけれども、基本的には、それぞれ21地区、19の地域計画立てるんですけども、旗振り約は農政ポジション。それで、我々農業委員会としては、傍観者であってはならないというのが今の趣旨だと思います。

それぞれ19通りの地域計画は、それぞれの成り立ちと成り行きで完成形をつくれれば、令和7年まで、いいんですけども、あくまで基本的には農政ポジションがその旗を振る。我々は、決して傍観者であってはならない

けれども、協力する。

もちろん素案は事務局中心に、我々はどういった具体的なものをつくっていかはこれから検討なんです、その王道は王道です、それでこの前も県の農政のポジションでやったが、いかにいっても県は傍観者の過ぎるんじゃないかと。地域の出先だけに任せておいて、それでいいのかというところを、その働きかけを県内の市町村にガイドするべきじゃないか。それで、農家に対してはその方法をするべきじゃないかっていうことも申し上げた中での会議でした。

だで、本日は、その内容を理解していただいて、決して傍観者であってはならないということ、お互いに農政ポジションの行政と一緒に歩いてこうってことその基礎の、今、小林部長の資料であったというふうに理解していただければ結構です。

それが、各自発的な中で、もっと細かいことができれば、それにこしたことはありませんけれども、全体の流れはそういうことですので、理解していただければというふうに思いますので、今日はこの辺で、もし発言、それでもということがあったらお伺いしますが、その辺で、また嫌なことは次に回します。

本当にそれぞれの農業会議のお二方、ありがとうございました。

王道はそれで間違いないですよ。はい。

ということで、ご了解いただきましたので、ぜひまたこれからこの話もいろいろ出てくるかと思えます。またお二方にはそれぞれサポートをお願いしますけれども、よろしくをお願いします。

本日は本当にありがとうございました。

全国農業新聞の件、これも皆さん、全部取っていただいておりますので、ぜひまたそれぞれ会員の皆さん、いい悪いは別として全員購読をお願いします。

どうもありがとうございました。

それでは、ここで議事進ませていただきます。

それでは、活動記録のタブレット入力について、事務局から説明がありますので、もうしばらくお聞きください。

中野局長補佐

事務局、中野です。よろしくをお願いします。

まず初めに、タブレットの電源が入っていないサーバーを入れていただきながら聞いていただければと思います。

現在、委員の皆様には、毎月活動の報告をしていただいております。ありがとうございます。

活動の記録の報告は、毎月紙で頂いているんですが、10月の活動分から、お手持ちのタブレットを使っていただいております。報告をお願いしたいと考えているところです。

本日お配りしております資料に沿ってご説明をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず初めに、資料の確認をお願いします。

ビニール袋に入れてありますが、こちらの青い紙と、横長のマニュアルと、あと活動の距離、何キロ車で動いたよというようなのを報告していただくような表を入れてあります。よろしいでしょうか。足りない方は、また手を挙げていただければと思います。

この後、室内を暗くしまして、説明をしたいと思いますので、この後、担当のほうから説明を差し上げます。お願いします。

増澤主事

事務局の増澤です。入力の方法についてご説明をさせていただきます。

ちょっとお手元暗いんで申し訳ないですが、お配りしたカラーの資料の流れをちょっと画面でやっていきたいと思いますので、画面のほうを見ていただければと思います。

まず……

大澤推進委員

タブレットみんながやるんだから、明かりつけたって大丈夫ですよ。

増澤主事

じゃ、明かりつけます。

増澤主事

すみません。

まず、ログインの方法なんですけれども、画面上だと、2段目の右から2つ目に三角形のドライブというのがあるかと思います。皆さんのタブレットの中にも、どこかにこのドライブというのがありますので、それを押していただきます。

開いていただくと、「共有」というフォルダーが、人のマークが右側に入ったような「共有」というフォルダーが出てくる方は、それを押していただいて、もしそれが見当たらないという方は、下のほうに「共有中」となっているここを押していただくと、共有しているフォルダーが出てくるかと思いますので、見てください。

「共有」というのを開きますと、今度、またフォルダーとファイルが入ってしまして、「活動記録簿」というのがフォルダーが1つ、一番上のところに出てきます。「活動記録簿」を押していただくと、階層が深いんで申し訳ないんですが、1つファイルが入っていますので、そちらを開いていただきます。

開いていただくと、URLがそこにありますので、そのURL、指で押していただくと、ワンディスクシステムログインというところに入れるかと思えます。

そこまでは大体よろしいでしょうか。

ここから左側の「農業委員、推進委員の方」というほうのログインを押していただくことになります。そうすると、現地確認アプリのほうで見慣れてきたかと思うんですけれども、ワンディスクシステムも同じログインのIDになりますので、現地確認のときと同じID、パスワードを入れていただくようになります。

mc.noui番号@gmail.comが基本形のメールアドレスと、

あとパスワードが委員さんの番号が先に来て、mc. nouiがパスワードになっているかと思imasので。よろしいでしょうか。

すみません、コードの入力の画面まで来ましたら、Gメールのほうにパスワードが来ますので、そのコード、6桁の数字になりますけれども、それを入力をお願いします。

すみません、ログインのできた方は……

柳澤農業委員

コード入力、もうここで全然進まない。

議 長

中野補佐、流れだけやって、あとはまた後刻……

増澤主事

すみません、じゃぎっと、この後、ログインした後だけまた説明させてもらってもよろしいでしょうか。

前の画面をご覧いただいて、ログインしますと、「意向把握」とか、「意向管理」とか、「最適化活動」とかというふうに幾つか選ぶところがあります。その中で、「最適化活動管理の活動記録簿を追加する」というタブを選んでいただいて、押していただきます。そうすると、一番上にご自分の番号が出てくるかと思imasので、そこは一応自分の番号だなということを確認してもらえばそれで結構です。

日付を例えば今日って入力をしていただいて、活動時間、今日、例えば農業委員会の総会に3時間出席したのであれば、三六、百八十分で、場所は役場でやりました。項目として、どの項目で参加しましたかって、いつも丸をつけていただくところの項目がただ並んでいるだけになりますので、活動した記録の中身を選んでいただければと思imas。

今回の総会について入れたいと思imasので、1番の1番、法令による活動の総会・研修会というところを選択をします。そうすると、自然に入りますので、項目のところはそれで結構です。

総会ですとか、あとは地域の会議なんかに出席された場合には、どんな会議に出席されたか、これだけではちょっと分からないもんですから、この会議名のところに「農業委員会総会」とかというふうに入れていただきたいと思imas。

活動の内容によっては、活動の相手方のお名前が入るようなところもあると思imas。新規就農者の方のご対応をされたとか、そういったところで活動の相手方の氏名入れていただくようなところがございます。

あとは、該当する項目にチェックをしていただいて、最後、「確認へ」というところを押していただくような感じになります。

今回は総会の出席ということだけなので、本当に何月何日にどこで何時間、どんな会議に出たというところだけで結構かと思imas。

「確認へ」って押していただくと、入力した内容が出てきますので、誤りなく入力できているかどうか確認をしていただいて、「登録」というふうに入れていただくと、「登録しますか」と聞かれますので、オーケーということで、登録していただければ、それで農業委員会総会に出席したとい

う活動については登録ができたということになります。

日にちが同じでも、別の活動をした、例えば総会に出席したけれども、その行き来の途中で農地の状況をちゃんと見回りしましたということであれば、農地の状況を見回ったということもまた別途入れていただければと思いますので、1日何件でも入れてもらって大丈夫です。

もし修正したいとなれば、「修正」というボタンもありますので、修正もしていただけますが、ずっと修正されると、事務局のほうで把握できなくなりますので、総会のいつも提出の締切りが5日、翌月5日にさせていただいているかと思っておりますので、もしご自身で修正される場合には、5日までということをお願いできればと思います。もしそれ以降、何か間違いが見つかったとか、そういうことあれば、事務局のほうへ連絡いただければ、こちらで修正することができますので、そういったことをお願いできればと思います。

柳澤農業委員 これ、あれですか。確認入れて、その後、送信か何か入れると、農業委員会の事務局のほうに、もうそのままデータが飛んで来るんだよね。

増澤主事 そうですね。農業委員会のほうの事務局の権限のIDで入ったところで登録されたことが確認できるようになりますので。

柳澤農業委員 活動記録簿のところに現地までの距離という条項があったと思うんですけども、それはそこにあるんですか。

増澤主事 これが入力していただくところがないもんですから、別で、今回一緒に同封させていただいた距離だけ記録する紙が入っていますので、大変お手数なんですけれども、活動をした距離に関しては、こちらの紙にご記入いただいて、総会のときにお持ちいただければと思います。

柳澤農業委員 これは別にね。

増澤主事 はい。

一応活動された日にちが入っていますので、日にちに対して距離とその内容を丸つけていただいて、もし何か特記するようなことあれば、備考欄に書いていただければと思います。

なので、これまで総会のときに活動記録簿を何枚も何枚も持ってきていただいていたと思うんですけども、活動記録自体はタブレットで入力をしていただいて、距離だけこれを報告してもらおうということをお願いできればと思います。

操作の方法なんですけれども、なかなか1回では難しいかなというところもありますので、またこちらへ来ていただければ、部屋も取ってありますので、こうやってログインして、こうやって入力してくださいというのはご説明も個別にさせていただきますので、ご都合のいいときに、事前にご

連絡いただけますと助かります。

議長

よろしいですかね。

当面、紙媒体も並行してやりますので、捉われず、できるだけ早くタブレットの移行をできるようにお願いします。

議長

いつまでも待ちませんので、というのは、できるだけ早く慣れてください。それで、適当な時期に紙媒体での報告を打ち切りますので、ぜひ緊張感を持って頭にとじてください。

いいですかね。これ、質問も何もありませんで、慣れたようにやってもらうということになります。

農村支援センター資料をご覧ください。

議長

事務局から連絡事項。

草田係長

お願いします。事務局から連絡事項お願いします。

来年の8月の改選に向けて、次期体制準備委員会の開催を予定しております。次期体制準備委員会の委員は、前回の改選時と同様、会長、代理、あと河野農業振興委員長、中川情報・研修委員長、それと各ブロック長として、北東部は中條ブロック長、南部は丸山ブロック長、河西部は濱ブロック長、西部は橋本ブロック長、農業団体推薦委員の代表として、三村委員にお願いをしたいと思っております。

今後の予定としましては、11月の中旬から、地区センター長会や町会連合会に推薦の依頼をしていく予定です。

それに先立ちまして、10月17日に第1回の次期体制準備委員会を開催して、次期体制について協議したいと考えています。委員になられる方は、お忙しいところ申し訳ありませんが、委員会への出席をお願いいたします。

本日の欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

また、該当地区の委員に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

最後に、お車でお越しの委員は、駐車場の無料化処理を行いますので、お申し出ください。情報・研修委員会に出席される方は、時間制限の関係から、委員会の後で処理をお願いいたします。

以上であります。

私から、今、もう一点。今言いました情報・研修委員会、本会議終了後、4階の農業委員会質ですぐに開催しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

お疲れさまでした。

次期の体制の委員会、ここで集約しませんけれども、異議のある方いらっしゃいますか。構成、メンバー、内容。

